

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴うコロナ禍の対応に限る在宅支援の取扱いについて（障害福祉サービス）

区は、コロナ禍の対応に限る在宅支援の提供について、令和2年2月20日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」に基づき対応してまいりました。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、令和5年4月28日付けで国から変更後の取扱いについて事務連絡が発出されました。これを受け、コロナ禍の対応に限る在宅支援について区の扱いをつぎのとおりとします。

- 1 事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、居宅への訪問のできる限りの支援の提供を行ったと区が認める場合に、通常と同額の報酬算定を可能とする。

※「事業所において通常のサービスの提供が困難になった」場合とは

- ・近隣施設・事業所で感染者が発生している場合または感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合
- ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合

- 2 事業所の休業はないが、利用者が感染を避けるために自主的に事業所利用を控える場合の在宅支援の提供については、事業所に感染者が複数発生している等事業所利用にあたり感染リスクがある場合に限り、通常と同額の報酬算定を可能とする。

なお、これまで区が在宅支援を認めた「感染を恐れ通所しない」利用者については、取扱いの変更による生活上の急激な変化を緩和するため、令和5年6月30日までの間に限り、これまでと同様に在宅における支援の提供を行った場合の報酬算定を可能とする。

※在宅支援が必要な状況となった場合にはまず区に一報をお願いします。

その後、これまでと同様の手続きに必要な書類提出をお願いします。

※報酬算定にあたっては、実績記録表の備考欄に「在宅支援」と明記のうえ伝送してください。